

奈良市七条コミュニティスポーツ会館に係る奈良市指定管理者選定委員会 審査項目表

施 設 の 名 称	奈良市七条コミュニティスポーツ会館
-----------	-------------------

適否審査

選定の基準		審査項目		審査の着眼点	主な参照項目	適否
1	市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	①	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	事業計画書2(2)及び全体	適 ・ 否
		②	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	事業計画書2(9)①	適 ・ 否
		③	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守、個人情報の保護及び人権の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	事業計画書2(9)②③④	適 ・ 否
2	事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	①	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	事業計画書2(5)②	適 ・ 否
3	事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	①	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が業務仕様書に定める水準を満たし、具体的・効果的であるか。	事業計画書2(7)①②	適 ・ 否
		②	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が業務仕様書に定める水準を満たし、具体的・効果的であるか。 また、利用者の事故等に対する補償及び賠償について具体的・効果的な方策があるか。	事業計画書2(8)①②③	適 ・ 否

点数審査

選定の基準		審査項目		審査の着眼点	主な参照項目	点数		
						満点		比率
1	事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	①	施設の現状分析	利用状況、満足度調査や他市町村の同様の施設との比較に基づき、当該施設の強み・弱み・機会・脅威等が分析できているか。 利用していない者の潜在的なニーズに関する仮説を提示できているか。	事業計画書2(1)	5	23	23%
		②	事業実施計画、施設の目標設定	施設の設置目的に適い、業務仕様書に定める水準を満たすとともに、具体的・効果的な計画であるか。 また、他にない斬新で魅力的な事業提案がなされているか。	事業計画書2(3)①	5		
		③	自主事業実施計画	施設の設置目的に適い、業務仕様書に定める水準を満たすとともに、具体的・効果的な計画であるか。 また、他にない斬新で魅力的な事業提案がなされているか。	事業計画書2(3)②	5		
		④	市民サービス向上の方策、接客マナー向上の方策、利用の促進	利用の促進及び市民サービスの向上、接客マナーの向上に具体的・効果的な方策があるか。 苦情・トラブルの適切な対応や予防の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	事業計画書2(4)①②	8		
2	事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	①	指定管理料の提案額	経費の縮減が図られているか。(この項目は、指定管理料の提案額により点数を決定する。)	事業計画書2(5)①	30	30	30%
3	事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	①	職員の配置、勤務体制及び研修計画	職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、具体的・効果的であるか。 業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策があるか。	事業計画書2(6)①②③	8	21	21%
		②	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	事業計画書1「類似施設の管理運営その他類似業務の実績」	8		
		③	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。 団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	財務の状況がわかる書類	5		
4	その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	①	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	事業計画書2(9)⑤	5	26	26%
		②	スポーツ振興に対する考え方	施設を管理運営する上で、スポーツ振興についての共通認識があるか。	事業計画書2(9)⑥	5		
		③	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	事業計画書2(9)⑦	8		
		④	地域との連携	施設の設置目的について理解があり、地域等と連携を取りながら管理運営を行うことができるか。	事業計画書2(9)⑧	8		
合計点						100	100	100%

奈良市七条コミュニティスポーツ会館に係る奈良市指定管理者選定委員会 審査項目表

施 設 の 名 称	奈良市七条コミュニティスポーツ会館
-----------	-------------------

適否審査

選定の基準		審査項目	適否
1	市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	① 市民による平等利用に対する考え方及び方策	適 ・ 否
		② 情報公開に対する考え方及び方策	適 ・ 否
		③ 法令遵守に対する考え方及び方策	適 ・ 否
2	事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	① 経理の適正性	適 ・ 否
3	事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	① 施設の維持管理に対する考え方及び方策	適 ・ 否
		② 施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	適 ・ 否

点数審査

選定の基準		審査項目		点数		
				満点	比率	
1	事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	①	施設の現状分析	5	23	23%
		②	事業実施計画、施設の目標設定	5		
		③	自主事業実施計画	5		
		④	市民サービス向上の方策、接客マナー向上の方策、利用の促進	8		
2	事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	①	指定管理料の提案額	30	30	30%
3	事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	①	職員の配置、勤務体制及び研修計画	8	21	21%
		②	類似事業の実績、ノウハウ	8		
		③	財務状況の健全性	5		
4	その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	①	施設の管理運営に対する熱意・意欲	5	26	26%
		②	スポーツ振興に対する考え方	5		
		③	行政との連携	8		
		④	地域との連携	8		
合計点				100	100	100%

■ 採点等の基準

1. 審査項目ごとに審査の方法は、次のとおりとする。

・適否審査 指定管理者としてふさわしければ適、ふさわしくなければ否とする。

・点数審査 該当する評価に応じて下記のとおり採点する。

特に優れている:5点、優れている:4点、妥当である:3点、劣っている:2点、特に劣っている:1点

ただし、特に重要な項目は、次のとおりとする。

特に優れている:8点、優れている:6点、妥当である:4点、劣っている:2点、特に劣っている:1点

2. 指定管理料の提案額の評価・採点は、次のとおりとする。

指定管理料の提案額が限度額の84%未満の額:30点、84%以上88%未満の額:25点

88%以上92%未満の額:20点、92%以上96%未満の額:15点、96%以上100%未満の額:10点、100%以上:5点

限度額:1,700,000円